

中山間地等における陸上養殖や農家レストランなどによる6次産業化推進特区構想

○取組の概要

【陸上養殖施設】

- ・稚魚養殖には豊富で美しい低水温(20度以下)の淡水が必要
- ・水源に近く、上流に人家のない中山間地が一番の候補地
- ・養殖規模を勘案すると農地の活用が必要

※稚魚養殖(中山間地)⇒成魚養殖(近海)⇒加工(養殖場付近の工場団地)

現在の養殖施設及び加工場



【農家レストラン等の設置】

- ・地元の産品を食べることができ、来場者が生産現場に触れ、農業に親しむことができる農家レストランを開設
 - ・農地やその近隣での事業実施が必要
- ※生産、製造、販売、飲食、体験、食育が一体となった施設

《経済的社会的効果》

○中山間地を中心とした産業の育成

- ・生産拡大(ギンザケ667トン→2,000トン)、加工を実施。輸出を視野に入れた事業展開

➢稚魚の養殖による中山間地での新たな産業の創出

○地域農産品による地域振興

- ・地域の旬の食材の提供
- ・農業との親しみ(観光、食の安全)
- ・将来的な農業の担い手確保

○事業実施不可能・困難な事項

- 中山間地直接支払いの計画期間中の農地転用の場合補助金返還となる
(中山間地域等直接支払交付金実施要領)
- 農用区域内に水産養殖施設、農家レストランの設置ができない
(農業振興地域の整備に関する法律)
- 施設に隣接しない第1種農地に従業員向け住宅、駐車場の設置ができない
(農地法)

規制/制度改革のための
提案・新たな措置

- 中山間直接支払の計画期間中での補助金返還免除
- 農業振興地域の農用区域内の水産養殖施設、農家レストランの施設設置
- 第1種農地への関連施設設置
- 農地転用の大臣協議廃止及び権限の市町村長への移譲